

令和7年度第1回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

1 開催日時

令和7年6月5日（木）18時30分から20時30分まで

2 開催場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室2

3 出席者（敬称略・五十音順）

朝比奈伸江、天野育子、石田幸彦、江原勝幸、川島徹也、木村綾、黒澤幸夫、齋藤朝子、
末吉喜恵、寺田千尋、深澤啓子、松浦まり子

4 傍聴者：なし

5 会議内容

（1）開会

（2）委嘱状交付

（3）福祉総務課長挨拶

（4）議事

[審議事項]

第4次地域福祉基本計画の実績報告について

[報告事項]

重層的支援体制整備事業について

（5）閉会

[審議事項]

第4次地域福祉基本計画の実績報告について

○事務局 今年度より静岡市地域福祉計画の担当となりました小笠原と申します。よろしくお願い致します。私からは、第4次地域福祉計画前期実施計画の実績及び評価について、説明いたします。座って説明させていただきます。

まず地域福祉計画につきましては、静岡市社会福祉協議会と市が一体となり、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「第4次静岡市地域福祉基本計画」を策定しておりますが、静岡市社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」と、市の計画である「地域福祉計画」の2つの計画の総称が「第4次静岡市地域福祉基本計画」です。8年間のうちの4年ずつを前期・後期と分け、より具体的な個別の事業や成果指標等を定めた「実施計画」を策定しています。

本日は市の計画である「地域福祉計画」の「前期実施計画」の評価として、令和6年度の事業について評価シートを作成しましたので、委員の皆様へ報告し、ご意見をいただきたいと考えております。先ほど司会よりご案内いたしました資料の修正点について、ご説明させていただきます。資料1-2のA3版の各事業の調査票、No.48の「こんにちは赤ちゃん事業」について、事前送付資料では集計中となっておりましたが、実績が出たため差し替えております。それに伴い、資料1-1のA4版の総合評価シートについても修正を行い、また誤植が他のページにありましたため、一式差し替えさせていただいております。申し訳ございません。修正箇所は、以上となります。

前期実施計画と評価基準について説明させていただきます。先ほど申し上げた通り、市が定める地域福祉計画の「前期実施計画」の評価として、評価シートを作成しております。総合評価シートの1ページの(3)の評価手順につきまして、Step1 実施計画掲載の186の個別事業について、実施事業を確認し事業担当課による点検・評価を行いました。Step2で個別事業の点検・評価をとりまとめ、計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成したため、本日はStep3の結果を地域福祉専門分科会に報告し、必要に応じて計画の見直し等を実施させていただきます。総合評価シートの2ページ目をご覧ください。本計画では5つの基本目標と14の取組の視点を設定しております。これら5つの基本目標ごとに、本評価シートでは、取り組み状況と評価についてまとめております。

評価基準について、3ページ目をご覧ください。各事業の評価は、5段階で実施し、その基準については、3ページ目(1)事業評価の基準について記載のとおりとなります。目標を達成し、大きな成果を伴う評価すべき点があるものを「5」目標を達成し、評価できる点があるものを「4」目標は達成できているが、不十分な点があるもの、または、目標は達成できていないが、評価すべき点があるものを「3」目標が達成できておらず、不十分な点があるものを「2」目標が達成できておらず、重大な改善すべき点があるものを「1」としております。5つの基本目標の評価については、(2)に記載のとおり、A・B・Cの3段階とし、各事業の5段階評価から、基本目標ごとに平均値を計算し、評価を行っております。数値から見る全体の傾向について4ページ目の(3)評価の概要をご覧ください。186事業のうち、全体の傾向として、「4」と評価された事業が133事業と最も多く、「5」の評価の15事業と合わせて148の事業が事業目標を達成したうえで評価できる点があったという結果となりました。目標が達成できておらず、不十分な点がある「2」の評価が付いたものが2事業、重大な改善すべき点があるという「1」の評価が付いたものは1事業ございました。各事業の数値

的な評価だけでなく、事業の実績や効果や成果、事業の中での課題について、5ページ目以降にまとめています。基本目標ごとに、「取組視点」、「重点施策」、「重点施策以外の取組状況」、「評価」、「課題」、「今後の取り組み方針」を記載しています。重点施策以外の事業の取り組み状況については、資料1-2の調査票から、評価が高かったものや低かったもの、内容から効果・成果がみられたもの、課題の残ったものを抜粋して取り上げています。空欄としております7番の「専門分科会の意見等」について、事務局からの説明ののち、各目標の説明が終了するごとに、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。なお、委員の皆様からのご質問やご意見に対する事務局からの回答について、この場で回答できないものは後日改めての回答とさせていただくことを、ご了承いただければと思います。

それでは5ページからの令和6年度を取組と評価についての説明に入ります。基本目標1について基本目標1「育む 意識づくり」について、5ページ目をご覧ください。重点施策として、資料1-2のNo.1「静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業」を位置づけています。事業については、健康長寿・誰もが活躍のまちづくりや静岡型地域包括ケアシステムについて市民や介護・医療等の専門職向けに発信する専用ウェブサイトの平均アクセス数 月2,800件を目標とし、月平均3,052件のアクセスがありました。今後も平均アクセス数を継続して増加させるため、適宜、掲載内容の見直しを行います。

重点施策以外の事業ですと、No.12『障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業』に関する啓発活動として、研修会を目標以上の12回実施し、障害に対する理解度や支援力の向上、関連機関の連携強化につながりました。課題および取り組みとして、より多くの方に研修会に参加してもらうため、方法や手段の検討および事業の周知をはかっていきます。また、No.18「道徳・人権教育担当者会」について、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者に対し2回研修会を実施しました。その後の学力学習状況調査で「いじめはどんなこと理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童、生徒の割合はいずれも目標以上でした。また、「生命の尊さと自他の生命尊重」と「いじめ予防に係る内容項目」の授業実践を年度内に全学級で実施した学校は97%でした。課題および取り組みとして、命の尊さやいじめ予防等に係る授業実施が前年度より増加しているが、年間を通して計画的・継続的に実施することができていないため、計画的に道徳教育の推進ができるよう、年間指導計画の点検と改善について研修会で周知を実施します。なお、評価で「1」がついたものは事業No.6「青少年対象事業に関する情報提供」ですが、青少年団体から依頼があった場合にのみ実施す

る事業であり、所管課としては本計画に掲載する事業としては廃止する方針でございます。

基本目標1に関しては、ウェブサイトへのアクセス、研修会等の実施により、市民に向けた啓発を実施しております。27事業のうち「5」と評価された事業が3事業、「4」が16事業、「3」が7事業で「1」が1事業でした。総合評価としてはAであり、基本目標である。「多様性を認め合う心の育成」という点において、目標を達成できていると認識していますが、委員の皆様のご意見、評価はいかがでしょうか。

○江原会長 ありがとうございます。まずは基本目標1についての説明がありました。これについて委員の皆様からご質問、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○深澤委員 No. 18 年2回道徳教育推進教師研修会を実施するとありますが、学力学習状況調査で「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童が96.7%、目標の95%以上であったとありますが、こういった%を見ると、残りの人に目が向きます。残りの人の考えはどうであるのか。今後見ていただきたいです。

○江原会長 目標は95%ではなく、100%がいいのではないのでしょうか。実際にはそこまでいかなかったとしても、いじめはどんなことがあってもいけないということについて、100%を目指すことが必要だと思いました。

○寺田委員 事業名の下の事業内容・目標が専用ウェブサイト을設けてのアクセス数となっていますが、取組状況を見てもっと違う内容なのではないかと思いました。情報発信事業でアクセスを伸ばすところが目標だとすると、それに対して行った取り組みが実績に書いてあると思ったのですが連動してなくてもよいのでしょうか。

○事務局 基本的に、事業目標と実績があり、リンクしていないというは。

○寺田委員 例えば、No. 24 福祉教育の実施についてはウェブサイトとどのように連動しているのでしょうか。No 4 の月の平均ページ数については、ウェブサイトのアクセス数の結果であると分かりますが、他の No. 12、17 等はどうかリンクしているのでしょうか。

○事務局 広報の仕方は様々で、ホームページのアクセス数や研修での皆様の反応など、評価の仕方に統一性がないということですか。

○寺田委員 ウェブサイトのアクセス数だけに着目するのではなく、具体的に行った取り組みを一行追加してもらえると、内容が分かりやすいと思います。

○事務局 目標を達成するために具体的にどんな取り組みを行ったのかということですね。今後書き方を工夫するようにします。

○石田委員 No12 障害の理解促進について、研修会を12回実施し、目標の8回以上を達成したとありますが、どんな方が参加している研修なののでしょうか。回数だけではあまり意味がないのではないのでしょうか。

○事務局 所管課に確認して後日回答させていただきます。実績には研修会実施により、障害に対する理解度や支援力向上、関係機関間の連携強化とあるため、恐らくサービス事業者など支援をする方向けなのではないかと読み取れます。委員のご意見を聞き、広く市民向けにもやる意味があると感じたため、所管課にも確認させていただきます。

○石田委員 理解するのはいいことですが、回数だけ達成すればいい訳ではないと思います。よろしくお願いします。

○天野委員 重点施策 No. 1 地域包括ケアシステム情報発信事業について、アクセス数が実績に書いてあります。満足度調査をしていたみたいですが、結果は上がっていないのでしょうか。アクセス数だけでなく、満足度についても上がってくると良いと思いました。

○江原会長 他はよろしいでしょうか。重点施策の全体について、満足度に関する意見等がありました。次に基本目標 2 についての説明をお願いします。

○事務局 続きまして、基本目標 2 「寄り添う しくみづくり」を進めさせていただきます。7 ページ目をご覧ください。重点施策として、No. 28 「成年後見制度利用促進事業」、No. 29 「ヤングケアラー支援事業」、No. 105 「重層的支援体制整備事業」の 3 つの事業を位置づけています。No. 105 「重層的支援体制整備事業の移行準備事業」と資料には書かせていただきましたが、移行準備事業は終了しているため、正しくは「重層的支援体制整備事業」です。申し訳ございません。この中で、「成年後見制度利用促進事業」について、判断能力が十分でなく、また制度を利用するための資力のない被後見人等の市民等を法的に支援するために、後見人等への報酬助成を実施しました。さらに、社会福祉士、弁護士、司法書士による市民等への成年後見相談会も継続して実施しました。実績として報酬助成については前年度の 140 件、約 2,260 万円を上回る 160 件、2,390 万円の助成を実施しました。相談会については目標通り 3 区で月 1 回、年間で合計 36 回実施しました。課題及び取り組みについては、制度利用に係る関係機関、例えば家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、静岡市社会福祉協議会等との情報共有や連携促進が必要であり、課題の棚卸を行い、解決を進めます。例えば、成年後見制度の利用者数は年々増えていますが、担い手が追いついていない状況にあり、市民後見人養成研修を修了した者に対し後見人等としての活動機会創出を検討します。また、「重層的支援体制整備事業」について、令和 6 年度から市内全域で本格実施し、重層的支援会議および支援会議を 27 回実施したほか、関係機関の理解を深めるための研修会を 6 回実施しました。これまで支援が届かなかった事例等に、複数の機関がチーム支援としてかわることで、適切な支援につなぐことができていると認識しています。重層的支援体制整備事業については、後ほど担当より説明させていただきます。

重点施策以外の事業ですと、No. 91 「ひきこもり対策推進事業」では、相談窓口

において当事者や家族からの相談を 2,147 回受け、ひきこもり改善率は目標を上回る 68.8%であった。ひきこもり当事者のうち 58 名が社会参加に向けて行動できるようになり、29 名が就労および就学につながりました。課題及び今後の取組方針として、40 歳以上の中高年のひきこもり当事者の割合が増えていることから支援が複雑化してきているため、今年度より多職種専門チームを設置し、困難事案をよりスムーズに対応できるよう取り組んでいきます。

基本目標 2 に関して、目標としていた件数以上の相談や援助を実施している事業が多く、84 事業のうち「5」と評価された事業が 7 事業、「4」が 63 事業、「3」が 14 事業でした。総合評価としては A であり、全体としては「一人ひとりが望む支援を届ける」という点で、目標を達成できていると認識していますが、委員の皆様のご意見、評価はいかがでしょうか。

○江原会長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○木村委員 私から 2 点あります。一点目が重点の成年後見制度利用促進事業について、報酬助成の件数が計画通り達成したということでしたが、高齢者の方、単身で身寄りがいない、頼れる人がいないという方々が増えていく中では、恐らく母数が増えていくため、そういった状況も踏まえながら、目標数が果たして適切であるのかということも考えていただきたいと思います。また、関係機関との連携というところでは、難しい案件が今増えてきていますので、なかなか受任ができないなど、受任調整の課題が地域の中にあるので、行政として積極的に連携を図るような体制を作っていただきたいと思います。

もう一点が、No. 40 の利用・美容サービス事業です。実は私の学生がこのテーマで研究しているのですが、在宅で暮らしている方に対して、理美容のサービスをとるところですけれども、サービス協力者が少ないから、委託料の見直しを検討するということですが、おそらくその理美容専門職というのは要介護 3 以上の高齢者の方々のケアというところで、もしかしたら情報だったり、スキルだったり、能力だったり不足し、十分に関わりきれないのではないかなと思いますので、必ずしも委託料だけではなくて、ぜひ分野外の人たちが、医療や介護の分野に入ってきてやすくなるように、そういった点を検討していただければなと思いました。

○末吉委員 ヤングケアラー支援事業について、35 世帯 50 人の相談を受けて、ヘルパー派遣を 15 世帯に対して行ったということですが、残りの 20 世帯はどうなったか。ヘルパー派遣により、負担軽減率が 100%であったと、とても素晴らしいですが、まだ少ないのではないかなと思います。子供自身がヤングケアラーであると認識していない、兄弟の上の子が下の子の面倒を見るというところは、もっと数が多いのではないのかなという懸念があるのですが、そこに関してはどのようにお考えでしょうか。

○事務局 今の二点については所管課に確認し、後日回答させていただきます。

基本的にヤングケアラーの窓口については、令和5年度から立ち上げ、令和6年度は実質相談事業が一年目という形でやっていたと思います。その中で、あくまでヘルパーの派遣まででたどり着いたのが15件であり、残り20件が必要ないという話ではなく、残り20件もヘルパーが必要なのか、それとも家庭の中のその障害サービスつなげているなど様々な支援の仕方があると思います。残り20件をどのように対応しているか所管課に確認をしてみたいと思います。

また、毎年やっているのか確認しますが、ヤングケアラーの潜在意識については、公立の小中学校向けにアンケートをとっておりまして、直接ヤングケアラーという言い方はしていませんが、家庭のお手伝いや、下の子の面倒を見ているか、何時間ぐらいやっているのかなどについてアンケートをとり集計した上で、何％ぐらいの子が該当するのかなどを所管課の方で出しています。ただ、相談に結びつけるにはどうするかというところはやはり課題かと思っています。そこについては、こども若者相談センターさんにヤングケアラーのコーディネーターさんを配置し、各学校さんの方に顔を出して、スクールソーシャルワーカーさん等と協議をしながら支援につなげていくことが必要かと思いますので、そういった今後の展開についても確認して回答させていただければと思います。

○齋藤委員 今の流れでヤングケアラーのことにつけ足しさせてください。スクールソーシャルワーカーとして数年学校に入っており、やはりヤングケアラーに対しての先生方の意識は高くなり、目を向けることができるようになっていっているなというのは感じています。ただ、すごくデリケートな家庭内の問題で、下の子の世話をすること全てがヤングケアラーではないというところですね。本当にその子は困っているのか、寄り添いながらどのタイミングで何が必要なのかというのが、必要なことです。難しいことだと思いながら学校現場にいます。でも、成果が出ているのはすごく感じています。

また、質問なのですが、引きこもり対策推進事業について引きこもりを改善するにはかなり年数を要すると思っているのですが、改善率が半数を超えているというのは、私からすると多い数字だと思うのですが、どのような点で改善と受け止めて考えているのか気になりました。

○事務局 改善の判断基準についても、所管課の方に確認し後日回答させていただきます。

○寺田委員 ヤングケアラーのことで聞きたいのですが、ヤングケアラーと聞くと若い方をイメージすると思いますが、定義を40歳未満とするということで、就労できない、家から離れられないことにより、就労の機会を失っている20歳超えた方は結構潜在的にいらっしゃるかなと思っています。40歳未満とするとう時に、ヘルパーの派遣ではなく、ヤングケアラーさんの就労のケアについても、計画の中で盛り込んでいかなきゃならないのではないかと思いますので、ぜひ検討いただけるとあり

がたいです。

○末吉委員 No. 46 エンディングノート 7,500 部配布についてですが、民生委員の会合で、実際にお年寄りのご庭に配布してとても良かったというご意見がありました。実際にもらうと考えるみようかなと思われている方もいらっしゃるのかなと思って、とてもいい事業だなと思ったのでお伝えします。

○黒澤委員 今の No. 46 のエンディングノートのことについて、7500 部配布ということですが、これは 2 事業者で 7500 部という目標を立てました。一人暮らしの高齢者の方はかなり増えており、後先が心配だからやってみようかなという人は多い。だから 7500 部では少ないと感じるため、さらにこの数を伸ばすことが必要だと感じます。

○江原会長 先ほどこの事業についてとても良いと評価いただいたので、この数を増やしていくということをお願いしたいと思います。他はいかがでしょうか。基本目標 3 の説明をお願いします。

○事務局 続きまして、基本目標 3 「参加する 場づくり」を進めさせていただきます。10 ページをご覧ください。重点施策として、No. 112 「生涯活躍のまち静岡の推進」、No. 127 「生活支援体制整備事業」、No. 131 「高齢者就労促進事業」を位置づけています。このうち、「生活支援体制整備事業」について、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置、定期的な情報共有と連携強化を行う「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動の創出を図るものです。実績として目標以上の 15 か所の支え合い活動を創出しました。課題及び取り組みとして、利用者とのマッチングがうまくいっていない支え合いの場については利用者がおらず継続が困難となっていることから、新規で支え合いの場を増やすことに加え、既存の支え合いの場の周知と利用希望者への周知を行い、既存の支え合いの場を継続させていきます。

重点施策以外の取り組みとして、No. 140 「多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト」では、働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が活躍できる環境を整えるものです。就労困難者の雇用を検討する企業等の開拓が進み新規雇用者数が 35 名となり、目標の 20 名を上回りました。課題及び取り組みとして、開拓した企業数に対し就労困難者の開拓が追い付いていないことからマッチングができていない企業があるため、就労困難者へのアプローチとして事業 PR ウェブサイトを作成・運用するなどの利便性向上に資するデジタル技術を活用していきます。

基本目標 3 に関して、29 事業のうち「5」と評価された事業が 2 事業、「4」が 19 事業、「3」が 8 事業でした。総合評価としては A であり、No. 115 「S 型デイサービス事業」のように新規参加者の減少や会場の閉鎖といった課題が存在している事業もありますが、高齢者や就労困難者等の活躍の場を創出していること、講

座や体験教室等への参加機会を創出している事業が多くありますことから「誰もが地域活動に参加する」という点において、目標を達成できていると認識していますが、委員の皆様のご意見、評価はいかがでしょうか。

○江原会長 それではご意見ご質問をお願いします。

生活支援体整備事業について、一部委託となっておりプロポーザルによって委託先を決めていると聞いています。その期間が最初は3年、現在は1年ごとのプロポーザルになっているのですが、地域の活動に関わっていくのに一年ごと新しい人になってしまうと、地域の方も困惑してしまうといった課題があると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○事務局 委員長のおっしゃられた通り、所管課でもその点について問題意識をもっております。以前のような長期契約を、担当部署と役所の中の契約課と調整をしているところだと聞いております。

○江原会長 改善をしていただければと思います。

○深澤委員 No120 しぞ〜かでん伝体操普及事業について、地域の人が一生懸命やっているということですが、これは普及事業ですよ。担い手がおらず、次が困ると聞いています。会場はハートピアでやっているのですが、それはいいのですが、その後の市の支援がないと聞きました。お金の問題もあるかもしれませんが、それについてはどうなのでしょう。

○事務局 でん伝体操についても事務局では分かりかねるので、所管課に確認をし、後日回答させていただきます。

○江原会長 DVDを配って見ながら、地域の公民館でん伝体操をやってらっしゃいますよね。ただ、その後の市の関わりってということですよ。

○深澤委員 そうです。それが何もなく、どこに相談していいのかわからないと聞いています。

○末吉委員 No. 122 子育て支援センターの運営について、私も市の委託を受けて子育て支援センターを運営しております。車がある人は色々行けるのですが、歩いてしか移動できない親子にとって支援センターがとても遠いです。歩いていける距離に支援センターがないご家庭も実際にいらっしゃいます。駿河区で言うと大谷地区には結構若い世代が住んでいらっしゃるのですが、歩いていける距離には全く空白の所があります。もう一つ大谷地区に必ず支援センターはいるのではないかとずっと言っているのですが、なかなか予算がつかず、実現できていないのですが、議題に上がったりにしているのでしょうか。全国的にマイ子育て支援センターを作りましょうということを言われており、歩いて行ける距離にたくさんあるのが理想です。予算がつかないというの分かるのですが、ぜひここにまた力を入れていただきたいと思っています。

○事務局 ありがとうございます。所管課にも確認をしますが、子育て支援センターの設置

は区域が定められており、21 区域の中で一か所という形にしていると聞いたことがあります。その地域で、その一か所で足りるか否か、気軽近くに行けるかどうかという所も含めて、今の運営体制と、利用率と、市民からの声という所を、総合的に判断し、検討していく話だと思います。所管課には伝えておきます。

○松浦委員 No. 126 認知症カフェについて、昔の情報かもしれませんが、一年目は助成金が出てその後お金も出ず、認証はもらうけれども、インセンティブがつかず広がらないという課題があるとお聞きました。認知症カフェはどんな方法でやってもいいと思うのですが、それを市としてバックアップする体制や、地域で広がってないという課題もあると思います。どんなフォローアップを今後していくのか。認知症基本法もできたので、こちらの位置づけも大きくなってくると思います。ご検討をいただきたいけれいいかなという意見を持ちました。

生活支援体制事業や高齢者就業促進事業について、働き手がおらず、高齢者の 65 歳以上の元気な方たちがたくさんいる中で、縦の関係ではなく、子どもの支援に元気な高齢者を投入するなど、横のつながりの中で生かしていくなどの視点はどうかかなと活動していています。「引きこもりの方で犬の散歩をしたいと思っている人がいるけど、松浦さんのところで高齢者の方の要望あるかな」などの声も先日 DanDan さんから話をいただいたりしました。横のつながりというところで、機会の創出や活動の創出をしてマッチングというような計画がどうかできたらいいなと思っております。

○石田委員 生涯活躍の町静岡（CCRC）について、県立大の皆さんもいろいろな取り組みをしており、すごくいいパンフレット作っています。よそでもやるようでしたら、ぜひ参考にさせていただくと思う。色々な取り組みを年間何回もやっており、チラシを見えております。

○寺田委員 二点あります。一点目が No. 114 スポーツ教室開催事業について、多くの障害のある方に、ボッチャやフライングディスクなどに参加ができる機会をいただき、本当にありがとうございます。ただ、結果を見ると少し会場により参加者にばらつきがあり、70 名ほどまだ参加できてないと思います。せっかくこういった機会をいただいておりますので、引き続き広報活動をしていただきたいと思います。

二点目が、年末年始などコロナ感染症の時に、障害のある方の受け入れを断られるというケースが多発発生しています。待ち時間が半日であったり、多くの時間を費やしたりして通院ということがあり、オンライン診療などを実現していただきたいです。施設の利用者さんでも、抗原検査で陽性反応が出ると、施設に来ないでと正直言われてしまうケースもあります。爆発的に発生すると、一般の方も当番院に来るものですから、なかなか受診までに時間がかかると。障害の重たい方ですと、その待ち時間すら待てないっていう方もいらっしゃるの、ぜひそのあたりも検討していただけたらと思います。

○松浦委員　　今子供の遊び場がないということで、遊び場づくりという課題をニュース等で目にします。こちらの方も領域が違うかもしれませんが、空き家を活用したり、高齢者の方の世代で、広い部屋が一人暮らしで空いているけど使ってみたいというところを活用できたりしたら、高齢者の方たちも楽しんで集まってくる場所ができて、子供も遊び場ができるという、場所づくりもできるのかなと思いました。

○江原会長　　それでは、基本目標4について説明をお願いします。

○事務局　　続きまして、基本目標4「活かす 人づくり」に進めさせていただきます。13ページをご覧ください。重点施策としては、No. 155「民生委員・児童委員研修」、No. 156「民生委員児童委員協議会活動負担金」、No. 157「民生委員児童委員協議会補助金」、No. 110「地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務」の4つを位置づけています。No. 155「民生委員・児童委員研修」について、市社協さんへの委託により、研修を実施しました。研修内容が理解できた人の割合は、目標を上回る90.22%でした。民生委員が活動するうえで必要不可欠な、要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等に関する知識・技術の習得につなげることができたと認識しています。課題や取り組みとして、働きながら民生委員活動を行う人にとって、平日の研修会が負担になるため、今後はオンラインでの研修会等の実施を検討していきます。

重点施策以外の取り組みについて、No. 145「こどもPR隊」の活動では、こども・若者のボランティア活動の充実のため、市内の児童生徒が「こどもPR隊」として、地域について学んだことを県内外に向けて発信しました。令和6年度全国学力学習状況調査では、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたい」と回答した児童は80.1%、生徒は78.0%でありそれぞれ目標を上回りました。この活動を通して、「地域にもっと貢献したい」という意識を高めることができました。課題や取り組みとしては、継続的に取り組んでいる学校がある一方で、取り組む学校が固定化している傾向があり、さらに多くの学校へ広げていく必要があるため、各校への周知を進めるとともに、地域貢献活動に取り組む学校の実践を、市内の小中学校に紹介していきます。No. 165「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加について、令和6年度に事業の実施がなく、所管課の評価としては「2」となっております。イベント自体は、静岡新聞、SBSが主催しており、年度によってその内容が異なるため、内容に応じて参加する形を取っています。イベントでの実施内容としては、「子育てに関する情報発信」や「子ども未来サポーター」が担っている相談や情報発信を、会場へ出張して実施するというものです。令和6年度はイベントの参加依頼がなく、実績がありませんでしたが、イベントがあれば今後も継続して情報発信に取り組めます。

基本目標4について、28事業のうち「5」と評価された事業が1事業、「4」が23事業、「3」が2事業で「2」が2事業でした。総合評価としてはAであり、市

民向けに講座や研修を開催したり、学生スクールボランティアのように広報を行い、活動の場につなげたりすることで、知識や技術の習得、能力の向上を図ることができたと認識しています。また、補助金や活動負担金の交付を行うことで、円滑な活動を支援することもできており、「一人ひとりのできることを活かす」という点で目標を達成できていると認識しています。委員の皆様のご意見や評価はいかがでしょうか。

○江原会長 ありがとうございました。それではご意見、ご質問ございますでしょうか。

○深澤委員 No. 162 のボランティア団体連絡協議会補助金について、「静岡のボランティア」を2回刊行、「静岡V連レポート」を毎月1回発行とあり、とてもいいなと思います。ただ、私の方に視覚障害の方から情報が欲しいので、これらを点字にしていたきたいというお話がきました。うちのボランティア団体の人たちがやっています。用紙など結構お金がかかるため、もちろんご本人たちのお金を集めてやることもございますが、市の方でもこういうものを点字で慣行していただくことはできないですかね。もちろん予算的な部分もあると思いますが、そういうことも今後視覚障害の方の情報を増やすために必要ではないかと思います。

○黒澤委員 民生委員の負担金に関することなのですが、今民生委員のなり手不足が生じてまして、民生委員がいない地区は民生委員活動ができないままという所もあるし、周りの民生委員がサポートし、協力し合って活動しているという地区もあります。負担金について、自分の地域以外で民生委員のいない地域を活動する際に、自己負担が生じているっていう場合もあるため、民児協全体の負担金から捻出をして、他の地区の活動をしている民生委員に、負担金を活動費として差し上げているというところもあります。予算が増えるという訳でもありませんから、民生委員のいない地区の活動に対して、ある程度の負担金を出してもいいのではないかということを検討してもらえればと思います。今年の3月に静岡市の研修会で、ある委員から民生委員のいない地区で活動していて、自己負担が多いからそこは何とかできないかという質問をした人もいましたが、福祉総務課さんの答えでは、実数で決めているものですから、それは出ませんということでした。静岡市版として、民生委員のいない地域の負担金を捻出するという方法を考えていただきたいと思います。

○事務局 民生委員さんの負担金の算出の仕方としまして、法定の一地区あたりいくらと、会長おっしゃられた実際に活動されている民生委員さん一人当たりいくらという計算式になっています。ずっと昔からこのやり方でやっていて、民生委員さんがほぼ100%に近い位いらっしゃるという前提で、この負担金の仕組みができたと思っています。ただ、現実の問題として不在の地区が昔に比べて多くなっており、それを当然カバーするように、他の地区の民生委員さんが活動していただいている。そういう現状に合うような、負担金のあり方も検討していく余地があるかなと思います。ご意見として承ります。ありがとうございました。

○黒澤委員　　今年は、民生委員の改選期にあたり、自治会の定例会に出た時に自治会長さんが、民生委員は無償でみんなの活動をしており、今この時代にボランティアで無償でというのは時代遅れじゃないかと。聞こえはいいのですがやはりそれなりの手当は欲しいという意見が出たところもありました。話を聞いたときに、そういう考えもあるけども、とりあえず今の制度からするとボランティアで、手当をあげるというのは考えにくいから、それは難しいという話をしたのですが、やはり周りからは何らかの報酬は出してもいいのではないかという意見もあります。時代が変わってきていることを踏まえて検討してもらいたいなという意味もあり、お話しさせてもらいました。

○寺田委員　　No. 161 ゲートキーパー養成研修の実施について、子供の自殺者数は増えており、夏休み前などに、自分の娘の学校から配布される資料等もあります。実績を見ると、小学校の教頭先生方、養護教諭員等となっており、スクールソーシャルワーカーさん等も研修されているのかという点を確認したかったのと、子ども食堂など子供が集まる場所を運営されている側の方が出てもらうなど、子供の自殺をキャッチするのにあまり大人の方が聞いても言わないんですよ。嫌なことあっても、子供は親や大人にはなにか心を開かないこともあるので、取り組みの中で子供が言いやすい環境があるといいなと思いました。もしやられているようでしたら、教えていただければと思います。

○齋藤委員　　ゲートキーパーの研修をスクールソーシャルワーカーが受けているかどうかという質問ですが、こころの健康センターの方からの講座の案内は、教育委員会から各ワーカーに送られてきています。参加したい人が参加するという形です。

○事務局　　齋藤さんありがとうございました。周りで支える団体さん向けに、講座の対象者を増やす検討しているのか、実際の所も含めて、所管課に確認し、また後日回答させていただきます。

○木村委員　　民生委員についてですが、不在の地域の場合、地域包括支援センターや自治会がフォローしながら、実際の把握などに取り組まざるを得ない。不在の地域は、安心して生活ができるとは言えないというところもあります。もちろん民生委員さんたちにやりがいを感じてもらい、継続していただくことも必要なんですけども、地域に向けて民生委員児童委員が地域にいることの必要性を伝えていただき、やはりなんとか地域の中で選出していかなきゃいけないということを、行政側から地域に訴えていただきたいと思います。5月頃広報で掲載されると思うんですが、やはり投げかけ方が地域に民生委員さんがいますよ、こういう相談ができますよという位ではなくて、必要性ということを訴えていく必要があると思います。不在であると、地域で不安だし、つなげて投げてくれるといたないしというようなことをより強く訴えていく必要があるかなと思います。ぜひ民生委員さん自体ではなく、地域への働きという方もやっていただきたいかなと思います。

○江原会長　今のに関しては、活動の負担が大きいという所で、なり手不足というのもあると思うんですけども、他の自治体ではサポーター制度というのがあり、民生委員の活動を支えるような人を、ボランティアとしてやっていく仕組みがありますので、ご検討いただければと思います。

○天野委員　基本目標5になるかもしれませんが、No. 175の事業内容にも書いていますが、市の福祉政策のとして必要な調査を民生委員がやるのであれば、市からのアプローチを強くしてほしいと思っています。案としては、市民啓発事業というか、人づくりについての講座等やってらっしゃると思うので、そういうところで民生委員という活動もあるんですよ、いかがですかと言っていたら。やはり今自治会長で民生委員探しをしているんですが、大変というイメージしかないみたいで、もうほとんどの方が断っています。知り合いの自治会長さんも100件回っているというふうに言っていますので、ぜひ民生委員のイメージが変わるような啓発をしていただけたらと思っています。

○江原会長　ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。最後に基本目標5についてお願いします。

○事務局　続きまして、基本目標5「続ける つながりづくり」に進めさせていただきます。16ページをご覧ください。重点施策には、No. 169「認知症高齢者見守りシステム」、No. 170「高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定」、No. 182「避難行動要支援者避難支援制度の推進」を位置づけています。このうち、「避難行動要支援者避難支援制度の推進」について、令和5年度の調査を反映させた名簿と台帳を作成し、約45,000人の情報を、自主防災組織と民生委員児童委員協議会に提供しています。課題および取り組みについて、避難支援が必要ないと思われる人も名簿に掲載されており、名簿の整理が必要という点、登録時のまま情報が更新されていない人がいるという点が課題として挙げられたため、令和6年度末に全体見直しの更新案内を発送しました。最新の情報に更新した名簿の配布を今後順次実施していきます。

重点施策以外の取り組みとして、No. 175「民生委員による高齢者実態調査の実施」では、市内に住む75歳以上の一人暮らし・高齢者世帯等を対象に、およそ56,300件の調査を行い目標の50,000件を上回りました。対象者の調査結果ついて、必要に応じた情報提供や援護に活用しています。課題及び取り組みについて、民生委員が不在のため未調査になっている地区の調査方法についての実施方法が課題であるが、別事業の終活情報登録伝達事業の実施開始により事業内容が重複していることから、見直しを行う予定です。

基本目標5について、18事業のうち「5」と評価された事業が2事業、「4」が12事業、「3」が4事業でした。総合評価としてはAであり、「高齢者実態調査」のように対応できていない地区があるなどの課題はあるものの、認知症高齢者へ

の支援について、対象者を地域で見守るために必要な知識や技術を身に着けるためのプログラムが3区で実施され、「地域防災訓練への参加促進」により、目標を大きく上回る市民等が参加し高齢者や障がい者など有事の際に支援が必要な方への安否確認や避難訓練を実施できたことから「支え合えるしくみを持続させる」という点において、目標を達成できていると認識しております。委員の皆様のご意見や評価はいかがでしょうか。

○江原会長 重点施策の要支援者避難支援制について、名簿を新たに作って自治会や民生委員に配るということでしたが、この先の個別避難計画について進捗状況を教えてください。

○事務局 個別避難計画につきましては、令和三年度の災害基本法の改正に伴い、策定が努力義務化されました。本市においては昨年度に要介護度の高い方や障害の手帳を有する方で、土砂災害警戒区域の方や、津波避難区域に住んでいる方を優先作成対象者として選出させていただきました。市内に約1700人程度いらっしゃるんですが、そういう方に対して個別避難計画の作成依頼を今年度から来年度にかけて依頼をさせていただき、作成していただくという形で、依頼の準備を進めているところです。ただ、個別避難計画の作成につきましては、要介護度の高い方や、障害の手帳を持っていらっしゃる方ということで、介護の事業所や、障害サービス事業者を利用されている方が多いかと思います。個別避難計画を作るにあたっては、何を準備し、どのような懸念事項があり、それをどうしたらいいのかという点で、やはり専門的な知識がどうしても必要になるため、事業者の作成支援が必要になります。なので、昨年度地ならしとして事業者様に対して、個別避難計画の作成の支援をお願いしますとお話をさせていただきました。また、今年度5月に各事業者様宛に、作成の依頼を随時出していきますので、本人様からご相談がありましたら、計画の作成の支援をお願いしますと依頼の通知を出させていただいているところです。作成対象者につきましては、今年度次年度で、850人ずつ依頼を出していきます。一気に送付すると、作成支援者様の負担が非常に大きくなるという考えから年4回程度に分けて障害の程度の重い方や、要介護度重い方を優先的に、100件から200件を二ヶ月ごとに随時発送させていただき作成をお願いするという形で進めていきたいと思っております。

○江原会長 なかなか支援者を見つけるのは難しく、全国的に非常に進んでない現状があります。静岡市は人口規模も大きく大変だと思いますが、ぜひ優先度の高い方から進めていただきたいなと思います。

もう一点、No. 185 地域防災訓練について、たくさん方が参加なさっていると思うんですが、やはり高齢者や障害の方々参加率までは書いてないんですね。地域の防災訓練がマンネリ化し、参加者も固定化しているという課題があると思うんですが、本来求めるべき高齢者や障害者などの要配慮者が訓練に参加して

いるかどうか、訓練後の報告書を集めれば出てくると思うので、数字が分かれば教えてください。

○寺田委員 No. 185 福祉避難所の件で、福祉避難所の協定を静岡市とで結んでいく中で、情報連絡訓練行ったという所と、課題の指定施設との連携強化という所が、どのように連携強化を描いていらっしゃるのかお聞きしたいです。実際に災害が起きて要援護者が来た時に施設側がどういうふうに動けばいいのかという所までは、イメージができてないかと思うので、できる限り具体化してなるべくスピーディーに行っていただければと思います。今どのような状況なのかお聞きしたいです。

○事務局 福祉避難所の連携強化についてですが、委員のおっしゃる懸念も当然あると思いますが、なかなか進んでいないのが正直なところだと思います。実際に災害が起きたときに、施設協定は結んでいるものの施設自体も被災地となるため、皆様が開けていただけるわけではありません。受け入れていただける体制が整った施設に、避難所で生活ができない人たちをお願いするのが現実になります。ただその前には、やはり委員のおっしゃるように、事前の調整としてどれだけの場所と人が確保できて、何人受け入れができ、それに対してどれだけの物資を送るなどといった詰めを、各事業者様とスピーディーにやっていかななくてはならないと認識しております。今後課内で検討させていただき、お声かけ等もさせていただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

○松浦委員 福祉避難所の件でもう一点、登録している社会福祉法人や施設が福祉避難所を開けてくださると思いますが、利用する側の教育も必要だと思います。自分たちが普通の避難所に行った時に必要なもののリスト等をケアマネジャーさんや介護者の方に周知してもらうということも、福祉避難所さんの負担を減らし、避難所生活における、レスキューの第一歩となるのではないかと思います。要支援者が避難するときの必要物品を準備するところの教育もしていただけたら思いました。

○事務局 物についての話もあるんですが、福祉避難所での配慮などについては、委員長もおっしゃっていただいた個別避難計画の中で避難や、避難所での生活をする上での配慮事項についても記載をお願いしております。そのような形で情報を自主防災組織の方に提供することで、避難所の受け入れ体制の構築も必要だと思っています。作成をしていく中で、必要な者や配慮についての記載、準備を進めていただくよう周知していきたいと思います。

○松浦委員 No. 169 認知症高齢者見守りシステム（しずメール）について、包括支援センターがいなくなった方のことや、見かけたら警察へということ、見つかりましたといった情報を発行しています。その時にどれぐらいの市民からの通報があるのか数字のレスポンスが市民にはないので、どうなっているのかなと思いました。

それから、認知症の方たちを見つけたときの対応について、包括主催で訓練を行っているかと思っています。訓練を受け入れるのは一部の地域の人になるため、せ

っかくしずメールがあるならば、どんな風に見つかったのか、見つけたらこんなふうに声をかけましょうみたいな情報を、時々発信していたらと思います。私は、認知症サポーター養成講座のキャラバンメイトをやっておりますが、しずメールのチラシをただ登録してくださいということしかお伝えできていません。どんな効果があり、登録することでどんな役割があって、どんな数字が出ているのか伝えられておらず周知の仕方に迷うので、そのようなことをしたらどうかと思います。

○深澤委員　ここで言うことではないかもしれませんが、基本目標5までありますけれど、根本的に皆さん自治会の加入等がなく、そこへの意識の底上げがない。数値目標や計画も必要ですが、みんなが自分たちの問題という意識をもてるよう底上げしていくという政策もやっぱりすごく必要だと思います。静岡市だけでなく、全国の話ですが、そういうことにも目を向けていかないと。計画倒れになってしまうので。皆さんの意識の底上げをして行くにはどういうふうにアナウンスしたらいいのか考えることも大切だと思います。

○末吉委員　No. 185 福祉避難所の確保運営の件について、要支援者の中に妊婦から新生児をお持ちのご家庭も入るかと思います。今静岡市でも静岡市助産師会との協定の準備は進められていると思いますが、なかなか協定まではいっていないとお聞きました。ぜひ助産師会と静岡市が協定を結んでいただくことを早急に進めていただきたいなと思います。また、先日江原先生が乳幼児のための避難所訓練を主催されておありまして、私たちも静岡県内の子育て支援団体が集まった静岡子育て防災ネットワークというものをやっているんですが、その訓練に誰一人、行政の方がいらっしやらなかったんですね。ぜひそういう訓練にも参加していただけるとありがたいなと思いました。ぜひご検討ください。

○江原会長　個別避難計画や福祉避難所など、非常にあの関わりがあると思うので、これからいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

高齢者実態調査について確認なんですけど、75歳以上の独居か75歳以上の夫婦が対象ですよ。子供がいる方で、子供がその障害があっても対象にならないと聞きました。本来であれば、障害の子供がおり、高齢の家族がいるという所で、かなり問題はあろうと思うので調査した方がいいと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○事務局　事務局で分かりかねるものですから、確認して後日回答します。

○黒澤委員　75歳以上でも、65歳以下の人と同居する場合、対象から外されちゃうんですね。ですから65歳以下の方が障害の方だと、新規台帳を作って出せばいいんですが、我々民生委員は徹底してないんですよ。65歳以下の方で障害があっても同居しているのであれば、その人を対象にしておくために、その人も入れといてと行政側の指導があれば、我々は動くんでしょうけど。ただ、75歳以上の一人暮らし、

あるいは2人で、65歳以下の方が同居する場合は対象から外れるということになったと思います。民生委員の個人の見解をもってこの人は必要だから台帳を作っておこうということになるでしょうから、そういったことについて行政文書等があれば変わってくるのではないかと思います。

○江原会長 それはぜひお願いしたいです。問題を抱えている家庭がいらっしゃると思います。よろしくお願いします。

○川島委員 全体を通しての感想なんですが、やはり事業数がとても多いという印象があります。事業内容が重複していたり、目的が重なっていたりするようなところは、人もいないし、お金も限られているということを考えると、統合を積極的に考えていただきたいと思っています。個別の事業を見れば、もちろん地域福祉の分科会だけじゃなくても、自殺対策も精神保健福祉もあるんですけども、トータルで考えないと、おそらく個別の事業だけの積み上げになってしまう。縦軸だけでなく、横軸で考えることによって効果的な事業展開ができるということが、私なりの現場の感想です。恐らく行政のやることや、住民に対して求められることが多すぎるので、民生委員さんそうだと思っているので、今度の計画の見直しの時の一つ視点として、個人的には考えていただきたいなと思います。

〔報告事項〕

重層的支援体制整備事業について

○事務局 福祉総務課の武田と申します。よろしくお願いします。私からは、重層的支援体制整備事業について、大きく2点、「事業の概要」と「実施計画の改定」に関してご説明させていただきます。まず初めに、先ほど司会よりご案内いたしました資料の修正点ですが、本日お配りした、A3版の資料2-3の裏面に記載しております「地域づくり事業」という表のうち、「地域支え合い人材養成講座」に関する記載が漏れておりましたので、差替えの資料を配布させていただきました。内容については、後ほど説明させていただきます。

それでは、資料2-1から資料2-3に沿ってご説明させていただきます。重層的支援体制整備事業について、これまでも本分科会の中で説明の機会をいただけてきましたが、新たに就任された委員の方もいらっしゃいますので、事業の概要からお話させていただきます。資料2-1の下段部分をご覧ください。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の改正に伴い、令和3年度から新たに創設された事業になります。少子高齢化や人口減少に伴う社会構造の変化によって、「8050問題」や「ダブルケア」などの複雑化・複合化した問題が生じるようになりました。そのような中で、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「人と人」、「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を

ともに創っていく「地域共生社会」という概念が生まれました。この「地域共生社会」の実現を目指すべく、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、資料の右側に示しております5つの事業で構成されます。このうち、「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」は、これまでも取り組まれてきたものであり、重層的支援体制整備事業による新たな事業としては、下の3つ、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」になります。新たな3つの事業のうち、1つ目の「多機関協働事業」では、単独の支援機関では対応が難しい事例や、支援機関が有するネットワークを用いても解決ができない事例についての調整役を担い、「重層的支援会議」や「支援会議」を開催することで、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理していきます。2つ目の「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」では、問題を抱えながらも支援につながることができていない方と関係づくりを目的とした事業です。まずは、支援者となつなぐことで、本人のニーズなどに合わせた支援を行うきっかけを掴みます。3つ目の「参加支援事業」では、支援対象者が、就労や地域の居場所など、何らかの社会とのつながりを持つための支援を行う事業です。裏面をご覧ください。

上段の図が、ただいま説明した各事業の全体図になります。図の一番上に、複雑化・複合化した事例と記載しておりますが、このような事例の相談が、図の中央にある、地域包括支援センターなどの「包括的相談支援事業」に寄せられた場合、まずは、各相談支援機関がこれまでと同様に問題解決に向けた支援を実施します。その中で、相談支援機関が活用できる制度やサービス、関係機関との連携を図っても解決できないような支援ニーズを有する事例であれば、図の左下の「多機関協働事業」につなぎます。「多機関協働事業」では、「重層的支援会議」を開催する必要性について検討し、会議が開催される場合は、相談元の支援機関や、すでに支援に関わっている機関、将来的に支援に関わってほしい機関など、その相談事例に合わせて支援機関を招集し、支援プランや今後の支援の方向性の検討を行います。その支援プランの中で、図の右下にある「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の利用が必要だと判断された事例については、それぞれの事業が入り、対象者への介入や支援を行います。全体像の図の上にある「地域づくり事業」は、参加支援事業による支援の結果、社会参加の場としてつながったり、支援対象者と関わっている地域活動の場などから重層の他の事業につなぐ必要がある方が発見されたりといった、地域の中で支援対象者を支え、また、支援対象者が参加者となって場づくりを支えるなどの関わりが考えられます。このように、重層的支援体制整備事業に位置付けられる各事業が連動することで、支援対象者を包括的に支援することを目指しています。

下段をご覧ください。新たな3つの事業の実施体制ですが、多機関協働事業は

「福祉総務課が直営」で実施し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業は「静岡市社会福祉協議会への委託」によって実施しています。多機関協働事業では、各支援機関からの相談を受け付け、課題の整理を行い、重層的支援会議・支援会議の開催や、必要に応じた支援機関同士のつなぎ等を行います。本市では、多機関協働事業は「支援者支援」の役割とし、対象者への直接的な支援の主体は、各分野の支援機関になります。

多機関協働事業では「重層的支援会議」と「支援会議」の2つの会議を行いますが、どちらの会議も、事例の情報共有や課題の整理を行い、支援の方向性を決めるという点で基本的に変わりありません2つの会議の違いとしては、支援対象者からの同意が得られているかどうか、という点になります。個人情報の共有についての同意が得られているものが「重層的支援会議」となり、同意が得られていない場合は、「支援会議」となり、守秘義務を課した会議となります。複雑化・複合化した事例について、すべての事例で支援対象者から同意が得られるものではありませんが、生じている問題がそのままになると、より介入が困難になることも考えられ、同意がない場合でも支援会議を開催します。

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と「参加支援事業」では、電話や訪問等を中心に、対象者本人や家族への支援を行います。支援を通じて、関係づくりや社会とのつながりづくりを図り、対象者のニーズに合った参加の場へつなぐことを目指します。

次のページをご覧ください。これまでの会議の開催状況は、資料の表のとおりです。重層的支援会議と支援会議を合わせて21件の事例に対応し、これまでに終結となった事例が4件ありました。重層的支援会議の終結は、「抱えている問題をすべて解決できた」というところではなく、「支援の方向性が定まり、関係機関による支援体制が構築できた」というところとしています。そのため、重層的支援会議で終結とした後も対象者への支援は続いていきますので、終結事例では、主として支援を行う機関と、その支援機関をフォローする役割を定めました。また、再度、再度複雑化した問題が生じる場合には、再度重層的支援会議を開催し、支援体制構築につなげていきます。

下段をご覧ください。今年度の変更点についてですが、昨年度の2月の地域福祉専門分科会でのご意見を踏まえ、変更した点が3点ありますので、ご説明させていただきます。1点目のアウトリーチ支援ですが、重層的支援会議での対応事例だけでなく、会議を開催する前の事例に対してもアウトリーチ支援として関わられるよう柔軟な対応をするようにとご意見をいただきました。こちらについて、地域での困難事例を把握し、関係機関や多機関協働事業につながるよう、委託事業者へ依頼しています。実際に、アウトリーチ支援の担当者の方から、重層的支援体制整備事業で対応できないかとつないでいただいた事例もあり、必要な支援

につながるよう実施していきます。2点目の事業周知ですが、本事業に関わる人以外への周知も重要とご意見をいただきました。今年度、庁内関係課が実施するヤングケアラー関係の研修会で、重層的支援体制整備事業について説明する機会をいただき、今月開催を予定しています。ターゲットを広げて事業周知を実施していきます。3点目の会議件数ですが、対象となる事例はもっとあるのではないかとご意見をいただきました。対応している事例の中には、福祉分野に限らず、医師や弁護士といった専門職にも出席いただいたものもあり、相談支援機関において、多分野に渡る困難事例を抱えていると感じているところです。このような事例を発信しながら、複雑化した問題に対して、重層的支援体制整備事業を活用いただけるよう周知をしていきます。

続いて、実施計画の改定についてご説明させていただきます。資料2-2が改訂した実施計画、資料2-3が改訂前後の比較表になります。資料2-3をご覧ください。改訂した主な点としては、「組織機構の改編に伴う所管課・関係事業所の名称変更」と、「実施計画掲載事業の内容」の2点になります。名称については、資料に記載のとおりです。掲載事業の内容については、昨年度の実施計画から変更がないか、関係課に調査を行い、その回答を反映しています。なお、実施計画には関係課の事業のうち、国及び県の補助の対象となる事業を掲載しています。

冒頭、差替え資料の説明として触れましたが、資料2-3裏面の左側、「地域支え合い人材養成講座」について、昨年度は実施計画に掲載しておりましたが、今年度は掲載から外しています。しかし、事業自体がなくなってしまったというのではなく、地域包括ケア推進課が実施する「生活支援体制整備事業」に一本化という形で継続しています。事業の実施体制を見直す中で、本実施計画の掲載からは除いたという形になります。重層的支援体制整備事業に関する説明は以上となります。

○江原会長 ありがとうございました。それでは、質問等ありますでしょうか。

○川島委員 確認というか、感想でもいいので教えてください。ご承知の通り、重層的支援体制整備事業の法律の立てつけとして、包括的な支援体制の整備があり、地域福祉の推進や、上位概念として地域共生社会の実現というのがある中で、国は多分この事業を期待していた反面、なかなか結果が出ないというようなことを聞いています。感想でもいいのですが、包括的に提供される体制を整備することが求められているという中であって、先ほども庁内連携の話がありましたけれども、どこが課題となっているのか感想でもいいので、どなたか教えていただけますか。

○事務局 支援体制の整備というところで、前回の分科会でご意見いただいたときにも、開始して一年で結果が出るものではないと思いますということを委員の皆様からもご意見いただいたところでした。体制整備ということで、これをシステムのように構築していくためには、5年、10年と時間がかかるものと思っております。もちろ

ん会議をやるだけが重層の事業ではないとは思っていますので、体制整備するための全体の取り組みを進めていく必要があると感じていますが、どうしても直営になっているところが多機関協働事業でしたり、委託で協力いただいているアウトリーチや参加支援が中心にはなってしまうので、それらに注力してしまっていますが、地域づくりといった、先生方、皆様からいただいているようなところとの連携を図ることが、今後必要なところで、継続して取り組まなければいけないところであると感じております。

○末吉委員 私も感想なのですが、私たちが入っているのは子ども関係で地域子育て支援センターなのですが、重層的支援体制が整ってから、支援センターだけではなく、保健センターや、子ども家庭センターなどいろんな所からの共有、見守りが必要なお母さん親子がいますなどの連携が、以前に比べて行われているのが実感的にあります。重層的支援体制整備事業も、時間はかかると思いますが、徐々に意識的にしてくださっているなっているのは感じております。

○寺田委員 児童施設をやっております、家庭復帰をされた児童について、私たちからすると、まだまだ家庭的な支援が必要ではないかなという所に子どもを送り出さなきゃいけないというケースが結構多くあります。そういった場合には重層的な支援の方には該当するのかなのかなということと、今例えば児童相談所との共有がされていて、ご家庭でまだまだ見守りが必要だという所は、重層的支援体制の方に情報提供は実際にあるのでしょうか。

○事務局 重層的支援体制整備事業は、複雑な家庭を主に出す形になるものですから、子育て支援課等と連携を取りながら情報連携しておりますので、絶えずそういった、お子様の状況を共有しながら支援を考えております。

○深澤委員 計画立ててくださって、いろんな人たちが参加して、またその人たちが新たに、直営はご自分たちでおやりになると思いますが、委託事業としてやってくださる中で、人員とかの関係が増えていくじゃないですか。計画があって予算ができるわけだから、そこらへんも市の方で考えてくださっているのでしょうか。

○事務局 先ほど申しました通りですね、令和6年度から始まった事業になりまして、これからどんどん件数増えてくると考えております。当然直営で行う会議も委託も含めてなんですが、効率的に行えるように、これからしっかり事業を組み立ていきたいと考えております。

○深澤委員 ありがとうございます。お金がなくて動きが取れない、人員が少なくなってきたという現場がありますので、そういうところをよく考えてやっていただきたいと思います。

○松浦委員 地域包括支援センターで地域ケア会議というのがあって、このような内容の会議をやっていたかと思います。自分が包括にいたのは令和2年までだったので、令和3年以降にこんなのができて素晴らしいなと思ったので、ますます広がっていくと

いいなと思います。支援者にとってもいい内容だと思いました。この先のアウトリーチ、出口のところで、既存のつながり場所がないといい会議があっても詰まってしまうと思うので、今日上げていただいた事業とどうつながっていくかを有機的に結ばれていくと、この事業も生きてくるし、この計画もつながるのではないかと思います。決して重層的支援体制整備事業単独ではなく、こっちの計画の事業とうまくつながるってような視点で運営をしていただければ素晴らしいなと思いました。

○江原会長 ありがとうございました。他によろしいでしょうか。事業については皆様方もいろいろなところで周知お願いしたいと思っています。それでは会議の議事すべて終了になりますので、事務局にお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、様々なご意見、ご質問いただきまして誠にありがとうございました。最後に事務局から一点ご連絡をさせていただきます。次回の専門分科会の開催時期ですが、健康福祉審議会の中では、年3回とご報告させていただいたところですが、今回は秋頃を想定しております。報告案件があるかないかで、開催の判断をさせていただきますので、審議案件、報告案件がなければ秋は飛ばし、次は年明けになるかと思います。また、開催日時につきましては、できるだけ早く委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、日程調整のほど、よろしくお願ひしたいと思います。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原 勝 幸